事 前 評 価 調 書

I	事業概要															
事	業名	農業	農業農村整備事業(経営体育成基盤整備事業)													
地	区名	むなる	るめいじ 呂明治地区													
事	業箇所	豊橋	まった。 たまら 橋市牟呂 町													
	業のあ らまし	されマ 本の どく 本	本地区は、豊橋市の西部に位置し、江戸時代に一級河川豊川の河口の干潟を干拓して新田開発れた受益面積 71.5ha の水田地帯である。本地域では、水稲を主体に、キャベツ等の露地野菜やマト等の施設野菜を主とする畑作が展開され、県下有数の農業地域となっている。本地域は、1966 年から 1968 年にかけて、団体営は場整備事業により基盤整備が行われているもの、整備後約 50 年が経過していることから、用水路は老朽化に伴う破損・漏水、躯体の沈下なごにより、安定通水に支障をきたしている。また、現況ほ場は小区画であるため、営農効率が悪いっている。 本事業は、用水施設の再整備を行うと伴に、ほ場の大区画化を実施することによって営農条件で改善し、担い手への農地集積を進め、農業経営の安定を図る。													
事	業目標	利用	【達成(主要)目標】 用水施設の整備及びほ場の大区画化により省力化及び営農効率の向上を図り、担い手への農地 引用集積の拡大を図る。 【副次目標】 -													
+	₩ #		事第	美費		内訳										
争	業費			4.91	意円	■工事費 3.5 億円、■用補費 0.3 億円、■その他 1.1 億円										
事業期間		採扔	予定年	F度	202	2 年度	2 年度							2027年月	变	
事	業内容	区画	画整理 10ha、用水路工 9km													
□事業の必要性	1) 必要性 1) 必要性 1) 事業計画		本地区の用水路は整備後約50年が経過していることから老朽化が進み、破損・漏水、躯体の沈下などにより、安定通水に支障をきたしている。また、現況ほ場は小区画であるため、営農効率が悪くなっている。その結果、多大な経費と労力が必要となり、農業経営を圧迫する状況となっており、早急の対応が望まれている。今後も活発な営農状況を維持していくためには、用水路の再整備及びほ場の大区画化を行うことが必要不可欠である。また、「新たな土地改良の効果算定マニュアル(2015年9月農林水産省農村振興局整備部監修)」に基づき算定したB/Cは1.1で1.0を超えている。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】													
			将来にわたって安定的な営農を継続するために、用水路の改修や狭小な農地の大区画化に よって、営農条件を改善する必要がある。													
②事業の実効性		11回		工種区分	補償工事	設計 補填区画整理用水路工 (億円)	2022	20	23	4. 5	2025	2026	0.4	合計		

2) 地元の合 土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。 意形成 A: 事業計画の実効性が期待できる。 Α B: 事業計画の実効性が期待できない。 判定 【理由】

地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。

Ⅲ 対応方針

事業実施が 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 妥当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・担い手農家への農地利用集積率